

## 本資料の位置付け

本検討会では、「環境管理における公害防止体制の整備の在り方」について2回にわたって議論を行った。本資料は、これまでの議論を「全社的な公害防止・環境管理への取組」、「工場・現場における公害防止・環境管理への取組」、「従業員教育」、「利害関係者とのコミュニケーション」の4つの検討課題に沿って整理したものである。

本資料は、第3回会議資料として提出し、4つの検討課題についてさらに議論を深めることにより、第4回会議以降に行う「論点整理」の資料作成に資することを目的とする。その論点整理を経て、事業者が実効性のある公害防止・環境管理体制を構築する上で参考となるガイドラインを策定するものとする。

### 論点整理1： 検討の視点・背景

### 論点整理2： 問題の所在

### 論点整理3： 望ましい公害防止・環境管理体制の構築

### 論点整理4： 望ましい公害防止・環境管理の在り方

- (1) 全社的な公害防止・環境管理への取組
- (2) 工場・現場における公害防止・環境管理への取組
- (3) 従業員教育の在り方
- (4) 利害関係者とのコミュニケーションの在り方

## 背景：なぜいま公害防止・環境管理の検討が求められるか

- ・ 昨今、一部の事業者において公害防止・環境管理の不適切な事案が発生している。事業所においては、「特定工場における公害防止管組織の整備に関する法律」に基づき、公害防止組織の整備が求められており、本制度がなぜ適切に運用されなかったのか検証する必要がある。
- ・ また、問題事案の背景として、公害防止・環境管理を企業経営の基本的前提とする経営者の取組姿勢や経営者から従業員に至るまでの公害防止・環境管理の重要性に対する認識の低下が考えられる。いわば、昭和46年の公害防止管理者制度の制定時に指摘された「事業者の自発的な意志に基づく公害防止に取り組む積極的な姿勢」の重要性を再確認する必要がある。
- ・ さらに、企業の社会的責任(CSR)への関心が高まる中、各種ステークホルダーとの良好な関係を構築するための事業者の積極的な取組が求められている。
- ・ 以上より、事業者がより実効性の高い公害防止・環境管理体制を構築するため、必要な取組の在り方を改めて整理することが求められている。

### (参考) 産業構造審議会産業公害部会公害防止体制小委員会

#### 「事業者の産業公害防止体制の整備に関する中間報告」(昭和46年2月16日)より抜粋

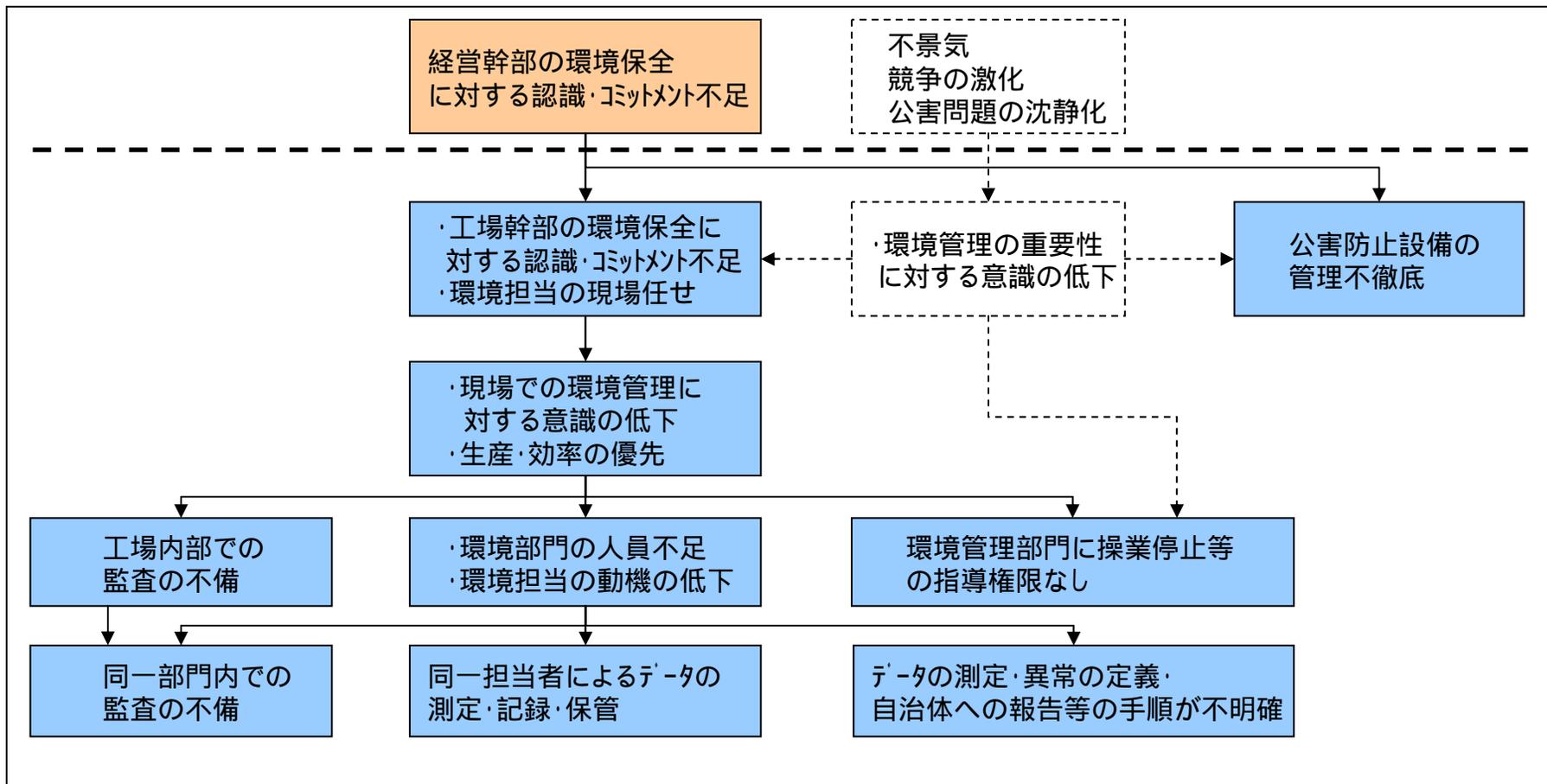
「公害関係法が実効性あるものとなるためには、産業公害の発生源である事業者に法の精神を企業経営の血肉とする自覚と心構えが生まれ、さらに事業者による有効適切な公害防止体制が確立されることがまずなによりも必要である。(中略)産業公害については、事業者がその発生源対策についてもっともよく知りうるという点にかんがみると、事業者は、内部からの自発的な意志によって公害の防止に取り組む積極的な姿勢を確立することが最も肝要である。このような観点から、事業者が公害防止の実をあげるためには、その経営理念において、公害防止を企業経営の不可欠の要素と考えるようにならなければならない。」

# 論点整理2：問題の所在

## 不適切事案の発生とその社会的影響

- ・ 環境負荷の発生による周辺環境への悪影響
- ・ 法令違反、情報改ざんや秘匿に由来する企業への社会的不信による企業価値の低下
- ・ 企業と地域社会との信頼関係の悪化による企業の地域における事業活動への悪影響

## 不適切事案の発生要因の構造

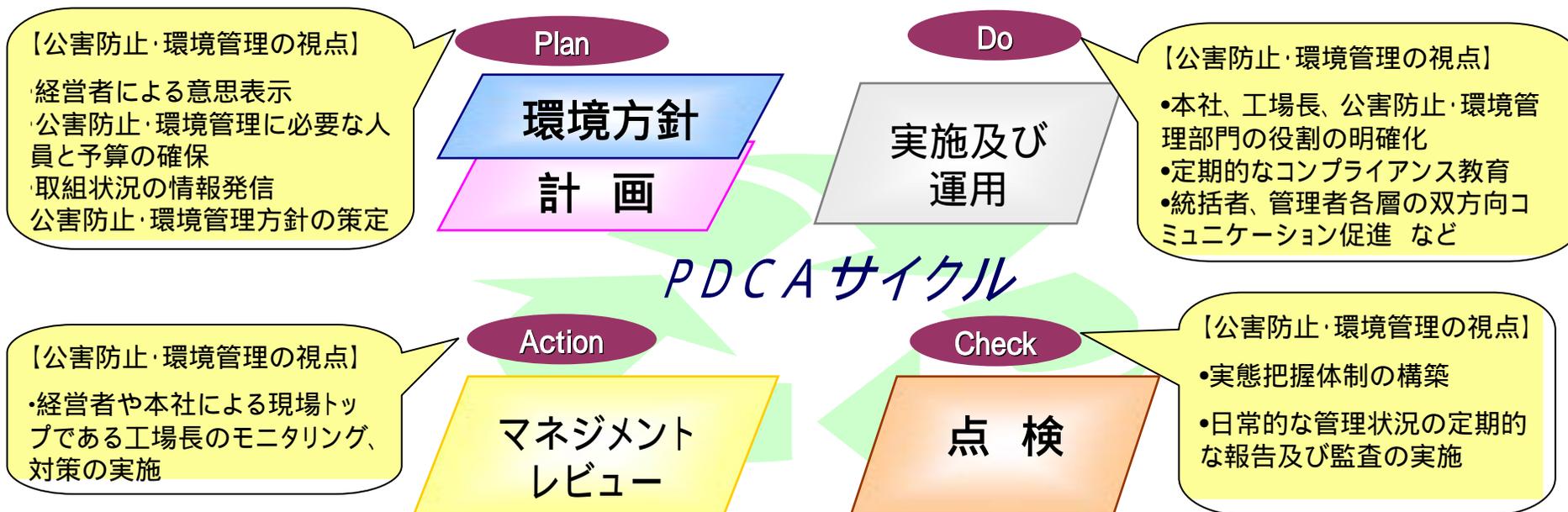


# 論点整理3： 望ましい公害防止・環境管理体制の構築

## より実効性の高い公害防止・環境管理体制を構築・実践する上での基本的方向性

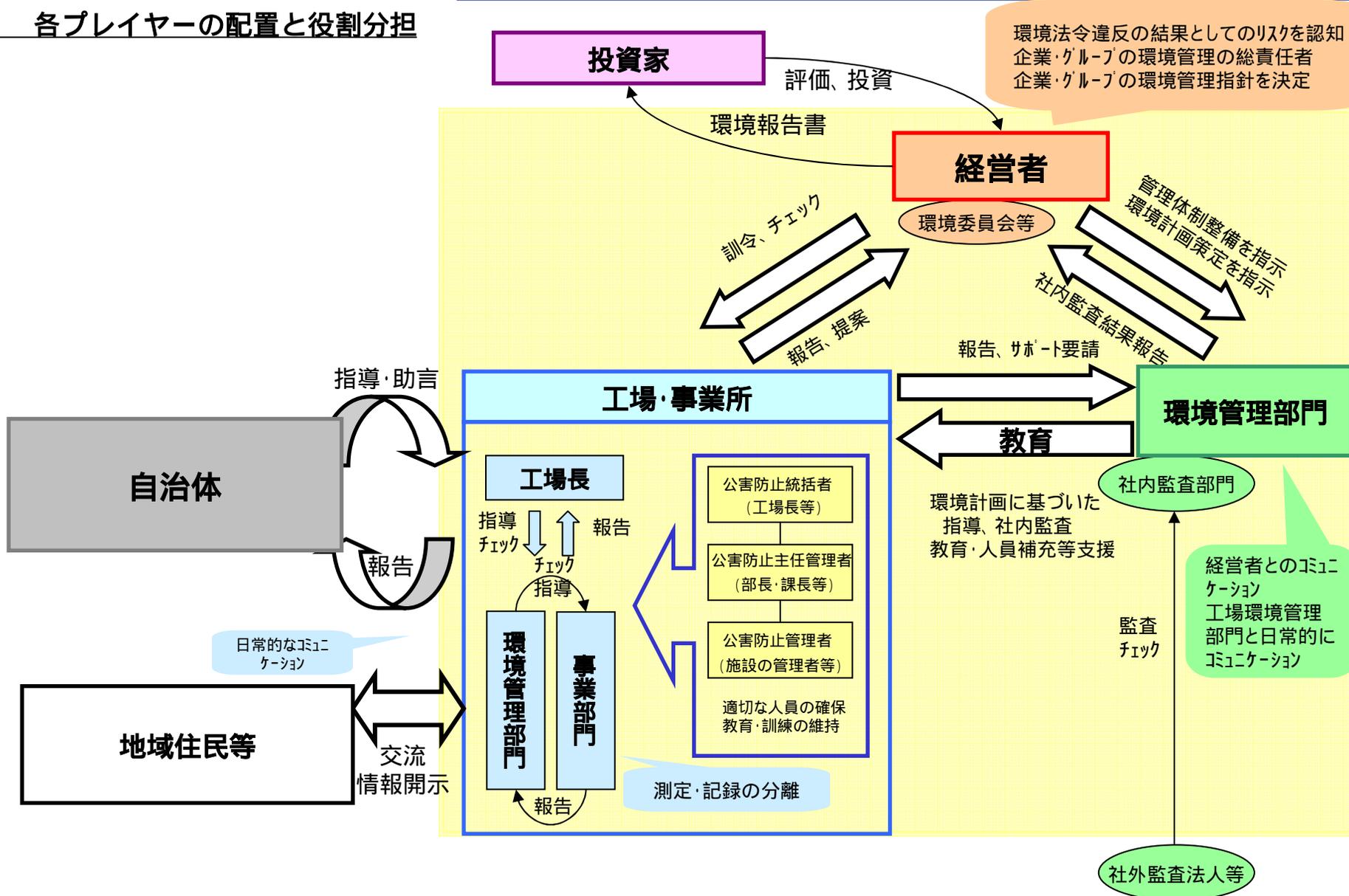
- ・ 公害防止・環境管理を企業経営の不可欠要素と位置付けた上での経営者の取組
- ・ 経営者から現場の従業員までの公害防止・環境管理意識の啓発・徹底
- ・ 組織的・多重的なチェック体制の構築及び未然防止のための情報・経験の組織的な共有

## 実効性の高い公害防止・環境管理体制に求められる機能：実質的なPDCAサイクルの実施



# 論点整理3： 望ましい公害防止・環境管理体制の構築 (続き)

## 各プレイヤーの配置と役割分担



### 公害防止・環境管理の企業経営の根幹としての認識

- ・ 公害防止・環境管理については、事業者が要因、対策をもっともよく知りうる立場であることから、企業経営の根幹と位置づけた上で、昭和46年の公害防止管理者制度の制定時に指摘された「事業者の自発的な意志に基づく公害防止に取り組む積極的な姿勢」を確立する。また、社会的な要請に対し、企業の社会的責任を果たすことの一環となることを認識する。
- ・ 昨今の環境問題は、公害防止にとどまらず多様な広がりを見せるとともに、労働災害や防災対策等にも密接に関連することから、企業経営におけるリスクマネジメントとして取り組む。
- ・ 不適切事案は常に起こり得るものであると認識しつつ、もしも法令違反が起きた場合の経営上の深刻なダメージに備える(処罰、操業停止、事後的な対策コスト、社会的信用の失墜、不買運動等)。
- ・ 個々の工場や担当に環境管理・公害防止業務を丸投げするのではなく、継続的できめの細かいコミットメントを具体的な行動で示す。
- ・ 環境管理に最低限必要な人的・物的資源の確保に留意する。特に事業環境が激変した場合にも、柔軟に適応し、環境保全を継続できるよう、仕組みや人づくりを経営課題として位置付ける。

### リスク把握・対処のための仕組みの整備

- ・ リスクを把握するため、基準値超過データやトラブル発生情報を本社レベルで随時・的確に把握できる体制や仕組みを全社的に構築する。
- ・ 本社環境管理部門の役割・機能を含めて、実効性の高いモニタリングの仕組みを整備する。
- ・ 不適切事案の早期把握、是正、再発防止を速やかに行える体制を構築する。

## 論点整理4： (1) 全社的な公害防止・環境管理への取組(続き)

### 危機管理体制の構築

- ・ 本社環境管理部門が緊急措置を講じるための権限、基準及び手続きをあらかじめ整備する。
- ・ 異常発生時の連絡、処理、情報公開など、危機管理に係る体制の整備、教育、訓練について全社的な方針を策定する。

### 社内コミュニケーションの改善

- ・ 公害防止・環境管理については、発生源対策をもっともよく知りうる事業者が自発的な意志に基づき取り組むとともに、公害防止・環境管理の重要性を社員一人一人に再認識させる。
- ・ 公害防止・環境管理に資する知見、ノウハウを組織的に管理し、伝承していく仕組みを整備する。
- ・ 基準値超過データやトラブル発生情報を迅速・的確に把握、経営陣へ報告、社内で共有するための体制を整備する。
- ・ 現場レベルで情報の隠蔽が起きた場合、現場の担当レベルから通報を受理できる情報の経路を整備する。その際、公益通報者保護法の趣旨を踏まえ、通報者の不利益とならないよう配慮する。

#### 【参考事例】

本社環境管理部の工場との定期的会合や現場視察などにより、環境管理の現場状況の把握と公害防止・環境管理に関する様々な情報共有を図る。  
社内経営陣直通の「ホットライン」を開設する。  
事業所間での環境トラブル情報を共有する。

### 公害防止・環境管理体制の整備・実施・検証

- ・ 公害防止統括者(工場長クラス)を中心として、環境管理業務の実施に当たっての担当部署・担当者間の役割、指揮命令系統を明確にする。
- ・ 工場内部で環境関連データの改ざん・隠蔽を防止する仕組みを構築する。
  - データ測定者以外の人を確認する
  - 外部の測定機関を活用する
  - データ改ざんが物理的に不可能なシステムを導入する 等
- ・ 環境データの測定・保管・監視を1人の担当者に任せず、複数で役割分担を行う。また、社内体制の不足を関連会社・外部専門機関・情報技術等を用いて補完する。
- ・ 多重監視体制の構築のため、外部から工場に対して実効性のあるモニタリング・監査を実施する。その際、実効性を高めるために、監査者に対して十分に情報提供する。
- ・ 人的ミスは起きることを前提に、体制面、設備面で人的ミスを発見・対応するシステムを構築する。

### 本社とのコミュニケーション

- ・ 基準値超過データやトラブル情報を迅速かつ的確に本社環境管理部門に報告し、全社(グループ)的な情報共有を図り、再発防止を推進する。
- ・ 設備や機器の劣化による公害の発生を予防するため、操業関連設備や機器のメンテナンス情報等を緊密な連携の下、本社に報告し、情報共有を図る。

### 異常発生時の対応

- ・ 工場長の指揮の下、本社環境管理部及び行政と連携して、異常発生時の危機管理体制(初動・報告・処理・情報公開体制)を整備するとともに、異常発生時に備えた訓練を行う。

### 公害防止・環境管理手順の明文化と業務の記録・保管

- ・ 一連の公害防止・環境管理業務の手順を明文化、マニュアル化するとともに、有効に実施されるよう訓練を行う。
- ・ 公害防止・環境管理業務自体の記録・保管体制を整備する。

#### 【参考事例】

公害防止統括者(工場長レベル)による公害防止・環境管理業務の確認において、文書決裁等の確認に頼らずに現場同行または定期巡回を行うなど、積極的な現場での確認を励行する。

環境管理部門と操業部門が合同で公害防止対策会議や環境委員会を開催し、業務確認や公害防止・環境管理に対する訓示などを励行する。

### 真のコンプライアンス教育の実施

- ・ 工場長から従業員に至るまで、単に環境法令を遵守するだけでなく、環境法令の背後にある社会的な要請を理解して自律的に対応できるよう、環境法令の趣旨、環境管理の重要性に重点を置いた教育を施す。
- ・ 現場責任者である工場長への環境教育により、工場幹部の環境管理への意識や社会的な責任への意識を高め、工場全体の環境管理への取組を促進する。

### 公害防止・環境管理に係るノウハウの継承

- ・ 現場熟練者の退職等により、現場における環境管理業務のノウハウの移転が難しくなる中、過去の公害防止・環境管理の失敗事例や改善事例のデータベース化、社内共有化により、ノウハウの継承を図る。

### 公害防止・環境実務研修の充実

- ・ 公害防止管理者や環境管理担当者の業務遂行のため、環境法令の改正や環境技術の進展に対応した社内研修を継続的に実施する。
- ・ 中小事業者など、事業規模に応じて、公害防止管理者団体や第三者機関が提供する同種の研修を活用する。

#### 【参考事例】

工場での事故・苦情処理事例を本社に報告し、必要に応じて全関連会社に連絡することにより、ノウハウの共有を図る。

環境関係の基礎知識をチェックするリストを作成し、社内でも活用する。

## 論点整理4：（4）利害関係者とのコミュニケーションの在り方

### 行政（自治体）とのコミュニケーション

- ・ 平常時と異常発生時における行政とのコミュニケーションの方策を確立する。
- ・ 平常時の行政との意思疎通を通じて、信頼関係を構築する。
- ・ 異常発生時においては、周辺環境への汚染が広がる前に速やかに行政と連絡を取る。

### 地域とのコミュニケーション

- ・ 周辺住民等に対し、企業にとって不利益情報も含めて公表し、併せて、科学的根拠に基づくリスクの多寡、対応措置、再発防止策を説明することにより、地域から信頼が得られるよう努める。
- ・ 工場は周辺住民からの相談や情報開示請求に積極的に対応するとともに、地域団体等との定期会合や工場見学などにより、経常的なコミュニケーションを行う。

### 関係会社・取引先とのコミュニケーション

- ・ 環境管理業務を関係会社や第三者に委託する場合には、連絡体制・役割分担・検証体制等について、明確化する。
- ・ 企業のグループ化が進む中、子会社、関連会社なども含めた企業グループ全体の一体的な環境管理を実施する。企業グループの中核企業は、子会社、関連会社の環境管理業務の実情を把握する。

#### 【参考事例】

日常的な地域住民・団体との対話を行うとともに「迅速で率直な対応」をとる。  
地域住民の意見を聞くためのフリーダイヤルを設置する。  
近隣の代表者や地域の関係者との「工場モニター会」を開催する。